

目次 INDEX

02-05 特集
ICTで学びを着実に

06 清和源氏まつりの出演者を募集

07 市内店舗でPayPay 残高で支払うと最大20%戻ってきます
マイナポイント第2弾がスタート

08-09 **4月から成年年齢が18歳に**
18・19歳を狙う詐欺などに注意

10 高齢者に3回目ワクチン接種を開始
希望者全員が接種できます

11 会計年度任用職員を募集
加茂保育所の跡地を売却

12-13 確定申告と市・県民税申告
医療や介護の限度額を超えた差額が戻ってきます

14-15 市政情報トピックス

16-27 お知らせコーナー

28 参画と協働の芽
地域でつながり
子どもたちの食を支える

29 食と育つ
消費生活センターだより
生きる

30-31 フォトニュース

32 Kカルチャー
成人式

災害に備える ウェブで事前に確認

避難情報や最新の防災マップを市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)で公開。災害への備えとして事前に確認してください。



問い合わせ 危機管理課 ☎ 072(740)1145

18歳でできること、できないこと

18歳になったらできることの例

▷親の同意がない契約(携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードを作る・1人暮らしの部屋を借りる)▷10年有効のパスポートの取得▷結婚▷公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格の取得

20歳にならないとできないことの例

▷飲酒▷喫煙▷競馬や競輪、オートレース、競艇の投票券の購入▷大型・中型自動車運転免許の取得▷養子を迎える

若者に多い消費者トラブル

「お試し」のつもりが定期購入になっていた

ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」と書いてあったが、注文すると毎月届く定期購入が条件だった。

代金を振り込んだのに商品が届かない

インターネット通販で欲しかった商品が大幅に値引きされていたので注文した。代金を振り込んだのに商品が届かない。連絡方法がメールしかなく、メールを送っても返信がない。

SNSの友人に「もうかる」と誘われたが全くもうからない

SNSを通じて知り合った人から、高収入を得るためのノウハウ情報を勧められて、高額な金額を支払ったが全くもうからない(扱う商品は暗号資産や海外事業への投資、アフィリエイトなど)。

無料の脱毛エステ体験後、高額なコースを契約してしまった

脱毛エステの無料体験に行ったら、現在キャンペーン中だと言われ、ローンを組んで、高額なコースを契約してしまった。支払いが困難なのでやめたい。

有料サイトに誘導され、多額のお金を使ってしまった

マッチングアプリで知り合った人から、このサイトでやりとりしたいとURLが送られてきた。そこは有料サイトで、やりとりするためのポイント購入のために多額のお金を使ってしまった。

ここがポイント 「今だけ〇% OFF」「簡単にもうかる」「無料体験」などの文句はうのみせず、不安なときはその場で契約しないようにしましょう。契約内容や解約条件についてよく読み、注文や確認画面、相手とのやり取りなどを保存しておきましょう。

困ったときは1人で悩まず消費生活センターへ(下記の相談窓口)。契約前でも、相談を受け付けています。考えられる消費者トラブル事例や、気を付けた方がいいことを伝えます。

相談窓口 契約や多重債務でお困りのときは相談してください

消費生活センター☎ 072(740)1167

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後0時45分～4時

消費者ホットライン☎ 188

土・日曜日、祝日(年末年始除く)
午前10時～正午、午後1時～4時
(通話料定額プランの対象外)



18・19歳の人も4月1日から一斉に成年に

民法の改正により、4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

4年4月1日時点で18・19歳の人は、20歳の誕生日を迎えていなくても成年に、4月1日時点で17歳以下の人は、18歳の誕生日から成年になります。18歳からできることと、20歳にならないとできないことがあり、注意が必要です(9ページ上)。

契約取り消しができず悪質業者のターゲットに

成年年齢の引き下げで、18・19歳の人は親の同意がない契約など、できることが増えますが、自分の責任で行うため、気を付けないといけな

いこともあります。

契約は法的責任が伴い、原則一方的な取り消しはできません。

例外として、未成年者を保護するため、親の同意がない契約は原則取り消せることになっていきます(小遣いの範囲内での契約などを除く)。

しかし、4月1日以降、18・19歳の人は未成年者取り消しができなくなることから、悪質業者のターゲットにされるなど、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高まります(9ページ)。

自分を守るために知ることが必要です

4年4月1日時点で18歳の市民へ、1月に啓発冊子を送付(タイトル横の写真)。契約の仕組みや解約方法、悪質

2月28日開催

消費者トラブルを弁護士から学ぶ講座

本誌20ページ「くらしの講座」で、「成年年齢引き下げで18歳から狙われるー弁護士から学ぶ消費者トラブル」をテーマにした講座を紹介(ZOOMで受講可)。

商法、成年としてのお金との付き合い方、クレジットカードのことなどについて、分かりやすく説明しています。

また、消費者トラブルについての講座も予定しています(左)。

事前に知っておくことが、詐欺や消費者トラブルの回避、巻き込まれた時の適切な判断につながり、自分を守ります。啓発冊子や講座を活用してください。

18歳になると自分たちが狙われる
受講した明峰高校2年生の声

3年12月22日、県立川西明峰高校で、もうすぐ成年となる2年生250人が講座「18歳で成年になるー狙われる君たちへ」を受講。成年年齢の引き下げを見据えて、消費生活センター相談員から契約についての基本的な知識、若者の消費者トラブルの特徴などを伝えました。以下は受講後にアンケートで集めた感想です。



「188」の電話番号を覚えたので何かあったとき相談しようと思います。

僕たちには関係ないと思っていたけど、もうすぐ大人になるので聞いてよかった。

私もネットトラブルになったことがあったので、今後の対応の仕方が学べてよかった。

実際の事例を踏まえての話だったので、とても現実味があり、怖いと思った。

未成年と成年では守られている度合いが全く違うので、しっかりしないといけないと思いました。

18歳で成人することで、マルチ商法や詐欺に狙われやすいということが分かった。何かあったら相談したい。

今後契約するときは契約書をよく読んで気を付けようと思った。



18・19歳を狙う詐欺や消費者トラブルに注意

問い合わせ
生活相談課 ☎ 072(740)1333